

平成 30 年度

介護福祉士修学資金貸付募集要項（実務者研修施設）

◇趣 旨

岐阜県社会福祉協議会では、介護福祉士として介護保険施設等で介護等に従事する人材の養成・確保を図ることを目的として、岐阜県内の実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す方に対し修学資金の貸付けを行います。

◇貸付対象

◎次の者が対象になります。

- ・ 岐阜県内の実務者研修施設に在学する者
- ・ 上記に該当し、介護福祉士の資格を取得し、卒業後、岐阜県内の介護保険施設等で介護福祉士等として業務に従事しようとする者

※ 既に他の同種の修学資金の貸付けを受けている者は、重複して貸付けを受けることができません。また、岐阜県離職者等委託訓練、ハローワークの教育訓練給付制度との併用はできません。

◇貸付条件

- ◎貸付限度額 総額 200,000 円以内（一括交付）
- ◎貸付利息 無利子
- ◎貸付期間 実務者研修施設の修学期間内
- ◎返還期間 返還決定後、貸付けを受けた期間と同等の期間内
- ◎返還方法 月賦又は半年賦
- ◎貸付金の返還免除

実務者研修施設を卒業した日又は介護等の業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年（国家試験に不合格となった場合等には3年）以内に、岐阜県内の介護保険施設等で、介護福祉士等として業務に従事し、2年間業務に従事した場合は、返還が免除になります。

◇募集人員 410名程度

◇申請書提出期限 ~~【第1回】~~ 平成30年5月31日（木）
~~【第2回】~~ 平成30年8月31日（金）
~~【第3回】~~ 平成30年11月30日（金）
【第4回】 平成31年2月28日（木）

◇申込み手続き

貸付金のお申し込みは、実務者研修施設を經由して、岐阜県社会福祉協議会に必要書類をご提出ください。

1. 申請者

実務者研修施設で修学するご本人が申請してください。

2. 連帯保証人

連帯保証人が1名以上必要です。(成年の者で独立の生計を営む者)

申請者が未成年の場合には、原則、申請者の法定代理人でなければなりません。

3. 申込み方法

介護福祉士等修学資金貸付申請書(第1号様式)の表・裏両面に必要事項を記載、押印のうえ、必要書類を添えて、在学している実務者研修施設に提出してください。

4. 添付書類

申請書には次の書類を添付してください。

◎在学する実務者研修施設の長の推薦書[第2号様式]

(推薦理由として、本人の経済状況・家庭状況・卒業後の進路希望等を記載したもの。)

◎住民票 (本籍が記載されたもの、マイナンバーが記載されていないもの)

5. 貸付の決定

申請書類により審査を実施し、貸付けを決定した場合には実務者研修施設を經由して書面で申請者に介護福祉士等修学資金貸付決定通知書(第3号様式)を送付します。

6. 誓約書・借用証書

貸付けが決定しましたら、誓約書(第4号様式)、介護福祉士等修学資金借用証書(第5号様式)及び修学資金振込口座(申込・変更)申請書(第6号様式)を提出していただきます。

7. 貸付金の交付

7月、10月、2月、5月にそれぞれ一括交付します。

【注意】・申請書等の記載を訂正する場合は、修正ペンを使用せずに訂正印を押して訂正して下さい。

・申請書等はコピーをとり大切に保管してください。

<お問合わせ先>	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
	〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号
	☎ 058-273-1111 (内線 2553)